

阿見翔裕園デイサービスセンター
指定通所介護事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長寿の森が設置運営する指定通所介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
 - 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
 - 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
 - 6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。
 - 7 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 8 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

阿見翔裕園 デイサービスセンター（以下、「事業所」という。）

(事業所の所在地)

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

茨城県稲敷郡阿見町阿見字阿見原 5 1 3 7 番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 2名(常勤専従、介護職員兼務)

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業所等、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護職員 2名以上(常勤、非常勤職員)

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(4) 介護職員 6名以上(常勤職員、非常勤職員)

介護職員は通所介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名(看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし12月31日～1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8:30～17:30までとする。

サービス提供時間は、送迎時間等を除く9:30～15:50とする。

(時間延長サービスは17:30までとする)

(利用定員)

第8条 1日に通所介護サービスを提供する定員は35名とする。

(通所介護の内容)

第9条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス
- (4) 送迎サービス
- (5) 入浴サービス
- (6) 食事サービス
- (7) 相談、助言等に関すること

(通所介護計画の作成等)

第10条 通所介護を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。

また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所介護の利用料等)

第11条 本事業所が提供する指定通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、利用者から本人負担分の支払いを受ける。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 各条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。

送迎距離片道	10km未満1回につき	300円
送迎距離片道	10km以上超えた距離1kmあたり	20円加算

- (2) 食費 750円
- (3) おむつ代 実費相当額

- (4) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用。

- (5) 前各号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。 実費相当額

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスの提供をする際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 3 利用者の支払いは、現金又は銀行振込又は郵便振替により、指定期日までに受ける。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

阿見町、土浦市

（サービスの提供記録の記載）

第13条 指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第14条 サービスの利用にあたっては次のことに留意する。

- 1 契約書等書類の氏名、住所等に変更があった場合は速やかに事業所に知らせるものとする。
- 2 伝染性疾患等に感染した場合は事業所に知らせるものとする。
- 3 身体等の異常があった場合は、サービスの利用を控える。
- 4 機能訓練中は、機能訓練指導員の指示に従うものとする。
- 5 他の利用者に迷惑をかける行為を行った場合、利用停止とする。

（秘密の保持）

第15条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であったものが、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

（苦情処理）

第16条 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第17条 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第18条 通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。また、本事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね年4回開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護(指定予防通所事業)の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(地域との連携等)

第20条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

- 第21条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

- 第22条 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、年2回定期的に避難訓練を行う。
 - 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第23条 事業所は、すべての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者等の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 随時
- 2 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する。
 - 3 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長寿の森と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 5 事業所は、適切な指定通所介護（指定予防通所事業）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則 この規程は、平成１２年４月１日から施行する。
この規程は、平成１２年１０月１日から施行する。
この規程は、平成１５年４月１日から施行する。
この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。
この規程は、平成２９年９月１１日から施行する。
この規程は、令和元年１１月１６日から施行する。
この規定は、令和３年４月１日から施行する。
この規定は、令和４年６月１日から施行する。
この規定は、令和７年４月１日から施行する。